

環境報告書セミナー：GRI ガイドライン改定が与える影響

日時： 2002 年 3 月 4 日（月）13：30～17：00

於： 大手町 JA ビル 8 階 第 1 会議室

主催： 財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）

開催趣旨

近年、環境コミュニケーション（環境問題に関する多様な利害関係者間の情報共有）における企業の役割の重要性がわが国及び欧米諸国をはじめとする国々で声高に叫ばれている。そうしたなか、国連環境計画（UNEP）や各国の会計士協会、企業、非営利団体等によって構成される国際的なプログラムである GRI（Global Reporting Initiative）が策定する、企業等による自発的な持続可能性報告の実質的な世界標準を目指すガイドライン（GRI ガイドライン）に対する注目が集まっている。

GRI ガイドラインは、環境面での報告に加えて、経済面と社会面の報告も求めるものであり、国内において多くの企業の環境報告書や、環境省及び経済産業省の環境報告書ガイドラインでも参考にされている。現在、GRI は、同ガイドラインのパフォーマンスに係る指標等の改定作業を行っており、2002 年半ばに公表することを目指している。

このたび IGES では、GRI が 2000 年 6 月に公表した持続可能性報告ガイドラインの概要とその改定作業の最新状況を紹介し、同ガイドラインと各企業が作成する実際の環境報告書との関わりについて探ることを目的としてセミナーを開催した。セミナーでは、GRI ガイドライン及びその改定作業の状況について専門家が講演を行い、その後同ガイドラインを参考にした環境報告書を実際に作成している企業担当者と専門家とによるパネルディスカッションを開催し、世界標準を目指すガイドライン策定への見通しや、それによるわが国企業への今後の影響等について議論を行った。

講演 1 「GRI ガイドラインとは」

後藤敏彦（環境監査研究会代表幹事）

【GRI ガイドラインの発表経緯及びその基本的性格】

GRI はアメリカの NGO セリーズ（CERES）が国連環境計画などと連携して多くの利害関係者に参加を呼びかけて 1997 年に開始された長期的な国際的取組であり、全世界で適用可能な持続可能性報告のガイドラインを策定し、普及させることを使命としている。GRI は持続可能な発展についての定義を行っていないが、サステナビリティ社のジョン・エルキントン氏の提唱した経済、環境、社会という「トリプル・ボトムライン」の考え方がベースとなっているのは間違いない。つまり、持続可能性は経済的繁栄、環境の質、社会的公正という 3 重のボトムライン上に成り立つという考え方を基本としており、GRI が策定するガイドラインでは組織の活動内容や製品、サービスの経済的、環境的、社会的側面の三つの持続可能性について報告することが記載されている。

しばしば誤解されているようであるが、GRI は環境格付けをする機関ではない。GRI の目的はあくまで持続可能性報告の軸、指標の開発であり、格付けは格付けをする機関や組織の価値観によって行われるものである。

GRI は報告にあたっての一般原則を非常に重視しており、これらのほとんどは財務会計の分野で 100 年ほどもかけて確立されてきた原則であり、現在では報告することが当然であると考えられているものである。しかしながら環境報告の原則については、国際標準化機構（ISO）が環境コミュニケーション規格を現在策定しているところではあるが、確立した原則というものはまだ見られない。

【GRI の今後】

GRI は現在、恒久的機関へ向けて活動している。ガイドラインについては 2002 年版での改定に向けて作業が進められているが、同時にいくつかの企業からなるチャーターグループをつくり、ビル・ゲイツから寄付された 95 万ドルを含む 400 万ドルほどの資金をもとに活動を開始しようとしている。チャーターグループはグループ内企業からの寄付を活動資金としていくが、その意思決定はそれらの企業とは一線を画して独立性を維持する予定である。機関化された後のオフィスの設定場所については、Siting ワーキンググループで検討がなされており、世界 50 都市を対象にいくつかの基準をもとに絞り込みを行った結果、アムステルダム、ハーグ、コペンハーゲンの 3 都市にこれまでのところ絞られている。現時点ではアムステルダムになる可能性がもっとも高く、今年 9 月に新オフィスが設置される予定である。

恒久的機関となる GRI の暫定的機構としては、ホームページから登録できる「登録ステークホルダー」がまず挙げられる。「登録ステークホルダー」の人数は無制限である

が、現在のところ世界中で約 16,000 人の個人が登録をしている。「ステークホルダー委員会」には、世界中から選出される 60 人が委員になる予定であり、この 60 人をいつ決めるかを現在検討している。多様なステークホルダーによって委員会が構成されるよう、世界 5 つの地域と、企業、NGO、コンサルタントなどの中間団体という 3 つの属性による 15 のマトリックスを想定して、60 人中必ずこの 15 のマトリックスに該当する者が 1 人ずつは入ることとしている。そして恒久的機関としての GRI の中心機関は、「理事会」と位置づけられる。理事は世界中から 15 人を選出することになっており、うち 14 人までがすでにホームページ上で発表されている。日本からは、企業関係者から候補者を探していたが結局見つからなかったため、後藤氏が入ることとなった。そしてさらに「技術支援委員会」と「事務局」によって恒久的機関としての GRI は構成されることになる。

今後のスケジュールとしては、まずこれから CEO を募集していく予定である。そして 4 月 3 日には国連大学で第 1 回理事会を開催し、「ステークホルダー委員会」委員 60 人のうちの 60%である 36 人が決定される予定である。ガイドラインについては、6 月中旬開催予定の第 2 回理事会で改定版が承認される見通しである。

講演 2 「GRI ガイドラインはどこに向かうか」

倉阪秀史（IGES 客員研究員 / 千葉大学法経学部総合政策学科助教授）

【GRI 及び GRI ガイドラインとは】

GRI は、企業の持続可能性報告を財務報告のレベルに高めようとの考え方の下に 1997 年に開始され、持続可能性報告に関する共通で一般的に受け入れられる枠組みをさまざまな利害関係者が参加して議論するプロセスを通じて発展させていくことを目的としている。GRI はそのような枠組みとしての「持続可能性報告ガイドライン」を 2000 年 6 月に公表し、持続可能性報告についての実質的な世界標準を目指そうとしている。このガイドラインでは、環境、社会、経済の 3 つの構成要素からなる「持続可能性」に関して、どのように何を報告すべきかが記載されている。

現在、国内においては、松下電工、富士フィルム、キリンビール、NTT ファシリティ、リコーといった企業が GRI ガイドラインを参考にして報告書を作成しており、また 2001 年に環境省と経済産業省からそれぞれ出された政府の環境報告ガイドラインも GRI ガイドラインをともに参照している。

【GRI ガイドライン改定作業の経緯】

2000 年 11 月にワシントン D.C. で開催された GRI 国際シンポジウムにおいて、ガイドラインの社会分野、経済分野の充実を目指すためにこれらの分野の関係者が多数招かれ、ガイドライン改定の意思表示が行われた。その後、2001 年 1 月から 2002 年 1 月の 1 年間にわたり測定ワーキンググループ（以下、測定 WG）によってパフォーマンス指標の改定案について議論が行われ、2002 年 1 月からは改定ワーキンググループ（以下、改定 WG）による他の部分も含めたガイドライン全体の改定案の検討がなされている。予定では、2002 年 6 月にガイドラインの改定が行われることになっている。

【測定 WG における検討について】

測定 WG は、2000 年 6 月に公表されたガイドラインのパフォーマンスに係る指標について改定案を検討するとともに、既存の指標の測定法に関するプロトコルを作成することを目的に 2001 年 1 月に設立された。25 カ国以上から 130 名が関与した測定 WG では、22 名のコアメンバーが中心となり、環境、社会、経済、複合領域の 4 つの分科会ごとに議論が行われた。各分科会にはそれぞれ 3~4 のサブグループが置かれ、各サブグループではさまざまな分野から選ばれた 10~15 人のメンバーとアドバイザーが作業を行った。

約 1 年にわたる検討を経て、測定 WG は、1) コア指標と任意指標の二つのカテゴリーを新たに設けること、2) 社会指標と経済指標を大幅に拡充すること、3) 各企業のパフォーマンスを地球規模の「限界値」と比較するリミット指標をパイロット指標として導入

すること、などを勧告としてまとめた。これにより、2002年6月に公表予定の新しいガイドラインは既存のガイドラインの内容を大きく変えるものとなる可能性があると言える。

【新ガイドラインの指標構成】

新しいガイドラインでは、環境、社会、経済の持続可能性3要素について、それぞれ以下のような項目のもとにコア指標と任意指標が構成されることになる。

環境	物質・エネルギー・水 生態系 排出・廃棄・廃水 製品・サービス 履行・その他
社会	労働（雇用とまともな仕事、労働者との関係、健康と安全、訓練と教育、多様性と機会） 人権（戦略と経営、非差別、結社の自由、児童労働、強制的義務的労働、サプライヤーの取組） 顧客・社会・開発（顧客、ビジネス倫理）
経済	顧客 サプライヤー 雇用者 資本家 公共部門

また上記のほか、設定されている下記の5つの共通質問に答えるものとして提示される横断指標、及び企業に対して実践しGRIにその結果を報告することを強く期待する指標としてのパイロット指標が加わることとなる。

横断指標の5つの質問

組織にとって、持続可能な開発という大きなテーマに関連する主要課題は何か？
主要課題を同定するためにステークホルダーをどのように巻き込んだのか？
それぞれの課題について、組織によってもっとも影響を受けるステークホルダーは誰か？
主要課題はどのようにして組織の価値に反映され、戦略に組み入れられるのか？
主要課題に関して、組織は何を目標とし、どのように行動するのか？

【測定WGの評価と改定WGの今後の予定】

測定WGの活動を振り返るならば、1)国際条約・協定などとの整合性が図られたこと、2)社会指標と経済指標の内容が整理されたこと、については今回新たに改善された点として積極的に評価できる。しかしその一方で、1)コア項目数が増えたこと、2)社会分野は最小限の要求事項をクリアしているかどうかをチェックする形の指標という意味合いが強くなったこと、3)経済分野における企業の外部効果、無形資産価値評価などの分野が深化しなかったこと、4)統合指標として環境効率、資源生産性などの重要概念があったはずだが深化しなかったこと、5)リミット指標の効果が不明であること、などは今後さらに改善が必要な点として課題を残したといえよう。

測定WGから改定ガイドライン検討のバトンを受けた改定WGは、2002年1月15日にWGメンバーを確定し、同月28、29日に第1回会合を開いて作業計画の検討を行った。その結果、3月5、6日に第2回会合を開いてパブリックコメント案を検討し、3月末から5月末までパブリックコメントを受け付けることになった。¹6月には第3回会合で集められたパブリックコメントの検討、同月中下旬には改定WGによる改定案の理事会への提出、そして同月末には改定案の承認とウェブサイトへ掲載を予定している。

【GRIはどこに向かうのか】

GRIのガイドラインは、企業が環境・労働・社会面でのグローバルスタンダードを満たしているかどうかを判定するための基準を与えるものとなっていくだろう。ただ、企業間の健全な競争を確保しつつ社会の持続可能性を達成するためにはどうすればよいかに関心を持つ立場からみれば、GRIガイドラインが企業の取組の差別化と新たな標準化に寄与するものとして、今後発展していったほしいと考えている。つまり、GRIガイドラインに基づく企業の報告によって、各事業者がどの程度の環境負荷を出しているのかが比較可能になれば、きちんと対策を講じている事業者とそうでない事業者の差別化が可能となる。また、各事業者の環境対策の標準化が進めば、事業者全体の取組の水準を引き上げることができる。持続可能性の確保と企業間の健全な競争を両立させるためには、自らの事業活動に関する環境情報を明らかにする責任、すなわち説明責任を企業自らが確立することが必要とされるのである。

¹ 詳細については、GRIのホームページを参照されたい。<<http://globalreporting.org/>>

パネルディスカッション

コーディネーター：森島昭夫（IGES 理事長）

パネリスト：後藤敏彦

倉阪秀史

宮多良（麒麟ビール株式会社社会環境部担当部長）

松尾敏行（株式会社リコー社会環境本部環境コミュニケーション推進室担当主席係長）

寺田良二（中央青山監査法人環境監査部部長）

【パネリスト自己紹介】

森島 それでは、さきほど講演をいただいた後藤さん、倉阪さんのほか、麒麟ビールの宮多さん、リコーの松尾さん、中央青山監査法人の寺田さんに加わっていただいてパネルディスカッションを行いたいと思います。最初に、宮多さん、松尾さん、寺田さんから簡単に自己紹介をしていただけますでしょうか。

宮多 麒麟ビール株式会社社会環境部の宮多です。現職場に来てから3年が経ちました。当社では、1996年から毎年ブルーのパンフレット形式で環境報告書を出しています。1年前から詳細版、簡略版と二分割しておりまして、本支配布したのは詳細版の方です。昨年夏に発行した報告書の特徴は、環境効率を出したこと、CD-ROMをつけたこと、社外有識者のコメントを掲載したこと、全サイトの情報を記載したこと、などです。社外からのコメントを反映させつつ発展させていくように心がけています。

GRI ガイドラインについては、2001年以降参照しています。持続可能性に向けて企業の進むべき道筋を明確にしていることに好感をもったことがそもそもの動機です。

環境報告書を出していくことは、半歩先をいく企業としての責務だと考えています。

松尾 株式会社リコー社会環境本部の松尾です。私はもともと10数年経理畑にいました。その後IRを経て、希望して現在の社会環境本部におります。図らずもGRIが示す持続可能性の3本柱である経済、社会、環境のすべてに関係する部署を歴任してきたこととなります。

当社では、1998年度から環境報告書を出しています。3年間にわたり出した後に、「社会環境報告書」と名称を変更しました。環境保全活動、社会的活動、経済的活動という構成にしておりますが、これらが分量において正三角形にはなっていないことを反省しています。

寺田 中央青山監査法人環境監査部の寺田です。私が所属しています環境監査部は、監査以外にも、環境会計や環境マネジメントなどのコンサルもしております。本日は、第三者レビューを行う立場から意見を述べさせていただきたいと思っています。

私たちは、第三者レビューというものを行なっているわけですが、この「レビュー」という言葉について、GRI の認証ワーキンググループが昨年 4 月に出した報告では「アシュアランス」と表現されています。この中に「レビュー」も含まれるとされたのです。

国内の第三者レビューの実施状況は、1998 年にトヨタが初めて行ったのを皮切りに、その後徐々に伸びています。日本の公開企業 5000 社中、環境報告書を作成しているのは約 400 社、そのうちで監査法人による第三者レビューを実施している企業は 2001 年で 38 社ありました。

森島 ありがとうございます。では次に、宮多さんと松尾さんに、今回の GRI ガイドライン改定が企業にとってどういう意味をもつか、企業としてはどのような点が対応困難で、またどのような点が対応可能なのか、そのあたりのことについてコメントをいただきたいと思います。

宮多 さきほどの倉坂さんの講演をお聞きして、私たちは自然環境を勝手に使うことはできないのだという感を強めました。が同時に、ガイドラインの内容がやや頻繁に変わりすぎるのではないかと感じました。

内容について具体的に申しますと、経済面では、「顧客」、「サプライヤー」といった項目については、コア指標は対応できそうですがそれ以外は難しそうです。「雇用者」、「資本家」、「公共部門」についてはちょっとできそうにないというのが正直なところです。これらの指標に対しては、財務諸表に出ていることを敢えて再び書くのだろうかという疑問を持ちました。あと、トリプルボトムラインについては、ただ項目を並べるだけでいいのかを疑問に感じます。国内に対しては、やはり環境に視点を絞った方が良いのではないかと私は思います。それから社会面については、労働に関する項目などはなかなか記載することが難しいと思いますので、環境と社会の橋渡しになっているようなことでどんな活動をしているのか、という視点で何か記述していくことができないか思案しているところです。ただ項目を列挙するだけではあまり意味がないように思います。

松尾 私どもの会社が 1998 年に最初の環境報告書を出したとき、あるべき環境報告書とはどのようなものかということを考えるには、3 年くらいはかかるだろうと思いました。なぜかと申しますと、書くべき項目でまだ実際には取り組んでいない活動を始める必要があったためです。それから GRI のガイドラインが出されまして、社会的、経済的という側面について記載されているのを見て、正直、びっくりしました。そのような側面はそれまで考えたこともありませんでしたし、当社なりに完成したはずの報告書のイ

メージが GRI によって崩された格好でした。そして今回また変更があると聞いて、率直に申し上げまして非常に厳しいなと思っています。

具体的には、たとえば組合の組織率などについて記載するのはとくに難しいのではないのでしょうか。それから、項目間の関連をどうするかというポイントはとても重要で、40 も 50 もの項目をただ羅列すると、見る側がよほどの目をもっていない限りあまり意味がないのではないかと思います。

もともとは環境報告があり、そして経済については財務報告がありましたが、社会の報告書という観念はまったくなかったわけですね。この社会的側面については、正直申し上げて扱い方を決めかねています。

森島 確かに問題、疑問は多いようですね。たとえば、以下のような点があります。

- ◆ 労組や人権という項目は、持続可能性とどういう関係があるのか。
- ◆ もしそれらがネガティブチェックのために使われるとすれば問題ではないか。
- ◆ 自主的取り組みとはいえ、監査法人がチェックすることは妥当なのか。
- ◆ 国家を飛び越した国際的な取組である GRI に従うというのは、現実から若干飛躍しているのではないか。
- ◆ 実際に多くの企業が乗ってこないと意味がなくなってしまうのではないか。
- ◆ ネガティブリストが多く入っているようなものに対して、レビューすることの意味は何か。
- ◆ 「アシュアランス」をする人の「アシュアランス(資格)」が必要なのではないか。
公認会計士の視点から見て、寺田さんはこういった点についてどう思われますか？

寺田 GRI ガイドラインのそもそもの意義は、環境報告を財務報告のレベルにもっていただくということです。そのために第三者がレビューを行うことによって報告内容に信頼性を与えようとしています。レビューによって生じる信頼性は社会の利害関係者に対して共通の認識を与えることになりますので、そのようなレベルに報告書をもっていくとするならば、レビューのためのガイドラインが必要になるだろうと言われてきたわけです。

一つの環境報告書を一人や二人で検証するのは現実的に不可能です。またその分野のプロ、専門家を入れることがどうしても必要になりますが、これは財務監査の場合でもまったく同様といえます。つまり、その企業、その企業の事業の特性をよく知っていないと、数字の意味することを判断する財務監査はできないわけです。よって、環境報告の監査者の資格要件としては、必ずしも公認会計士である必要はないと思いますが、レビュー業務全体のマネジメントができることと環境および各企業の業態に関する一定の知識を持つことが望まれるでしょう。レビューの責任問題についても財務監査と同様のものが求められるはずで

森島 さて、これからは、フロアの参加者の方からの質問を出来るだけ多くご紹介し、パネリストの方々にお答えいただきたいと思います。

まず最初ですが、「実務を行なう際、主管はどこに持っていくのが良いでしょうか。もはや環境部門のみの報告の域を超えて、総務、人事、経理、広報、そして組合までも巻き込まなくてはならないような気がするのですが。最も効率よく行なうためにはどうするのが良いでしょうか」という質問です。宮多さんと松尾さん、宜しくお願いします。

宮多 当社では、基本的に社会環境本部で扱っており、広くは広報の一つとして扱っています。報告書の具体的な内容は各部門に書いてもらい、社会環境本部はそのためのコーディネーションをしています。

松尾 当社でも、現在は社会環境本部で扱っています。また、人事本部やお客様サポート部門なども関与しています。内容については、社会環境本部が社内取材をして執筆をしています。でもこれからは各部による責任編集の時代に入って行くのかもしれないなと思います。

森島 質問が多く出ているようですので、ここでいくつかまとめてご紹介をさせていただきます。

- ◆ 「ようやく『環境報告書』を作った多くの日本企業にとって『社会・経済・環境』をカバーした報告書は大変なチャレンジ。この移行について、今後これを要請する社会的な力はどのような強さで、どのくらいのスピードで現れるかについて、後藤さん、倉阪さんのご意見（予想）をお聞かせください」
 - ◆ 「現在までにまだ定義の定まっていない『持続可能性』について、どのようなスタンスで報告書の中において言及すれば良いのか」
 - ◆ 「『サステナブル・ディベロップメントへの貢献』が重視されたということであるが、発展途上国特有な点で配慮された点はどのようなものか」
 - ◆ 「ISO14063 や OECD のガイドラインに影響を及ぼすことを期待しているのか」
 - ◆ 「GRI の日本での実現可能性（普及）についてご意見を聞かせてください。とくに社会的な面が難しいかと思いますが」
 - ◆ 「欧州の企業格付け機関から送られてくる社会的責任に関するアンケートの内容についてどう思うか。また日本企業として取るべき行動は何か」
- といった質問が出ています。まず、後藤さんからコメントしてもらえますか。

後藤 包括的に答えさせていただきますと、ソーシャルレポートをどう考えるかという点が皆さんの問題意識のポイントであるように思います。1999 年に GRI が公開草案を

作ったとき、日本では大きな反発がありましたが、今はその状況が大きく変わってきていて、企業が報告を必須だと思えるようになってきていると思います。しかし欧州では、非常に多くのソーシャルレポートが作成されていて企業の格付けも急速に進んでいます。一方、日本企業はまだこれにはついていないようです。

それから、「送られてくる環境パフォーマンスについてのアンケートに対して、日本企業として取るべき対応は」という質問がありましたが、私はアンケートが送られてきたら積極的に対応するのがいいと思います。本来、報告書は、企業が出したい情報を出すというのではなく、読者のニーズに合ったものを出すというものはずです。間接金融から直接金融へと金融市場で大きなシフトが起こっているなか、欧米の金融機関等はネガティブ情報を多く求めていますので、報告書でもそうした情報を出さないわけにはいかないでしょう。もちろんポジティブ情報を出さないというわけでもないとは思いますが、とにかく日本からも世界へ向けてどんどん意見を言っていくべきだと思います。

倉阪 社会面に関する情報は格付けのために必要なのだという話がありました。社会指標は、数量的なデータよりは定性的な政策や考え方を求めるものがほとんどでして、雪印食品のケースや最近の政界の状況を見ますと、このような情報に対する必要性は高まっているのではないかと思います。しかし、社会指標がそもそも持続可能性に即したものでどうかということをお聞きすると、まだ解答は見えてこないという状況ではないでしょうか。とはいえ、企業経営の観点からはそのような情報の透明性を確保して積極的に出していくべきだと私は考えます。

経済指標については、ある組織の事業活動が一方でどの程度の付加価値を生み出しているのかを出し、その一方でどれだけの環境負荷をかけているのかを明らかにすることが筋なのだと思います。

それから、途上国特有の指標についてですが、現在のところ GRI はとくに考えていないと思います。GRI で念頭に置かれている企業は基本的に多国籍企業です。

後藤 私がこれからとくに重要になると考えている点は、改定 WG でどこまでマネジメントについて議論ができるかということです。測定 WG の指標だけを見ていると最終的な指標は分かりません。横断指標として提示されている5つの基本認識について各企業がまずはコンセプトを出し、それに対してどう取り組んでいるかを記述する、そして経営者が市民としてどう持続可能な発展に取り組むかを考えていくことが重要だとサステイナブル社のジョン・エルキントン氏も最近述べています。

さきほどご紹介された質問のなかで、ISO14063（環境コミュニケーション）と GRI の関係について触れているものがありましたが、ISO14063 では GRI を例の一つとして載せることにしているようです。

それから、GRI の役割に関して再度確認をさせていただきたいのですが、GRI は第

三者レビューを実施するつもりはなく、あくまで報告原則の提示にその役割を限っています。

森島 また別の質問として、「日本国政府・当局の GRI に対する対応は？」「日本のような社会主義的システムでは、関係省庁がデファクトスタンダードを認めずにそれぞれがガイドライン作りを始めると予想されます。環境省、経済産業省、厚生労働省などの動きはどうか。」というのが出ています。ちょうど本日ここに環境省の川野さんがいらしていますので、川野さん、一言お願いします。

川野（フロア、環境省） 環境省では、省内に環境報告促進のための検討会を開いており、そこでの議論もそろそろ取りまとめの段階を迎えています。また、環境パフォーマンス指標の平成 14 年度の改定に向けても、GRI との関係を考慮して整合性を取っていきたいと考えています。

森島 ありがとうございます。では次に寺田さん、さきほどお話しされた報告の信頼性確保について、もう少し詳しくお話しいただけますか。

寺田 信頼性確保の手段は、レビューのみならず、他にもたくさんあるということを強調したいと思います。と申しますのも、信頼性確保の手段は各企業の情報の把握収集から報告にいたる各レベルによって基本的に異なってくるからです。つまり、まず企業の情報収集段階では、情報マネジメントシステムをまずしっかりすることが重要になります。次の報告書作成段階では、NEC のように企画段階から NGO に入ってもらうことが信頼性確保の観点から有効になるでしょうし、あるいはステークホルダーアプローチのような形を取ることも望ましいでしょう。そして作った報告書の信頼性を確保する段階で、現在見られるような監査法人による第三者レビューがあるわけです。さらには、そのように情報の信頼性が確保された上で、専門家はその報告内容を客観的に評価するという信頼性確保もあり得るかと思います。

森島 「産業別の指標は今回の改定には含まれないとのことですが、どのようなタイミングで発行される予定なのでしょうか」との質問が来ています。後藤さん、いかがですか？

後藤 スケジュールは未定ですが、基本的に新しい事務局で着手されるべき課題だと思います。ただ、自動車産業などについてはすでに検討がなされています。

森島 さらに「サイトレポートも同様にすべきでしょうか」との質問があります。

後藤 サイトレポートのガイドラインについては、まだそれほど議論されていません。このレポートについては、基本的に各企業で判断されるべきではないかと思います。

倉阪 さきほど触れました途上国への配慮ということに関して若干のフォローをさせていただきます。2000年10月のシンポジウムでは、グローバルな視点だけで議論をするのではなく、地域での環境インパクトを記さなくてはいけないとの意見が途上国から出されたのですが、現在の改定作業では具体化していません。これは今後の課題であると思います。

後藤 GRI は当初、グローバル企業を想定していたのですが、社会的側面が入ったことにより、国内企業の SCM（サプライチェーンマネジメント）における議論が入ってくることになり、その結果、グローバル企業だけを議論するというわけではなくなったのです。

森島 トリプルボトムラインの総合指標について、倉阪さん、ちょっとコメントをいただけますか。

倉阪 総合指標については十分に深化できなかつたと認識しています。本来は深化されるべきではあったのですが。

森島 また質問に戻りますが、「有害化学物質については PRTR が進展しているが、水質汚染についてはこういうものを含めていく予定はあるのか。」というのが出ています。

倉阪 国際条約などで取り扱われている物質から指標の対象としていくという考え方が採用されています。

森島 最後に、松尾さんと宮多さんからそれぞれコメントをいただきたいと思います。

松尾 サイトレポートについてですが、当社ではいくつかをすでに出しており、また別のいくつかを現在検討中です。原則として、すべてのサイトで出そうとはしていますが、必ずしもすべて出しているわけではありません。すべてのサイトで出そうとはしても、グループ内での取り組みの進捗に差がある項目もあるので難しいというのが現実です。トータルとして出しているのでデータはあるのですが、個別となると差をことさら強調してしまいかねないので。しかしながら、サイトレポートは出すものなのだという認識を広めたいと思っています。

宮多 当社が報告書を出しましたところ、Sustainability 社に評価されたということがありました。見ている人はきちんと見ているのです。ですから他の企業におかれてもどんどん出していかれたらいいと思います。

あとトリプルボトムラインについては、やはり環境を軸にするのが良いと私は思います。日本で社会的側面について記載することにもうひとつ積極的になれない現状をみると、環境報告書の枠の中で社会的側面を適度に記載するのは企業の経営トップに了解いただけですが、企業としてグローバルコンパクトのように労働・環境・人権を謳い、企業報告を行うということがなかなかしづらいということです。経営トップの強い意思で企業哲学を明確にして、その結果として GRI ガイドラインで情報開示する、というストーリーがベストではないでしょうか。GRI にもミッションとして企業哲学を記載することにもなっているようですが、もう一段高いところからやらないとうまくいかないと思います。

森島 これまでの日本企業は、基本的に国内の「村のルール」に従っていれば良かったのですが、近年、日本は、国際的な流れとしての ISO9000 には乗り遅れ、また ISO14000 では情報の収集だけをして発言は全くしなかったわけです。最近の日経で世界各国の環境ランキングが掲載されていましたが、それによりますと、日本は60何位、アメリカは50何位でした。この評価が正しいかはともかく、日本もグローバルイゼーションに対応していかなければなりませんし、国際的な動向に対して常に受身で反応するというのは望ましくないでしょう。日本の「腹」だけで了解するというのは国際的には評価されないのです。GRI が今後世界的に影響力を強めていくとするならば、当然、日本としてもそこに積極的に関与していく必要があるのだと思います。かつて東京電力が環境報告書を英訳したら国際的に大変評価されたということがありました。とにかく発信をしないとはいけません。日本発 GRI をめざすくらいの気持ちがあってもいいのではないのでしょうか。グローバル化の是非はともかく、グローバルスタンダードにきちんと向き合えないと、これからの時代にはやっていけないということを私たちは認識する必要があると思います。

それでは、時間ですので、この辺でパネルディスカッションを終えたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。